

中山町内事業者への主な給付型経済対策（概要）早見表（令和2年5月25日現在）

※特に問い合わせが多い、返済不要な給付型の支援に特化した早見表です。税制上の措置等については掲載しておりませんので、別途ご確認ください。

※上記日現在の各種対策の概要を抜粋したものです。内容は適宜更新・変更されている場合がありますので、詳細は各問合せ先に必ずご確認ください。

No.	主な対象業種等	制度名	給付額	主たる要件、対象経費等	所管	受付開始時期	問合せ先
1	全業種 (NPO等含む)	持続化給付金	法人 200万円 個人事業者 100万円 (ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限)	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者 給付額 = 前年度の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヵ月)	国	受付中 ～R3.1.15迄	・コールセンター 0120-115-570 (8:30～19:00)毎日 ・申請サポート会場 電話予約窓口 0570-077-866 (9:00～18:00)毎日
2	全業種 (NPO等含む)	雇用調整助成金 (特例措置)	休業手当の 【中小企業】 最大 10/10 【大企業】 2/3(解雇なしは 3/4) 上限 8,330円/人・日	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1ヵ月の売上高が前年同期に比べ5%減少した事業者が、雇用の維持を図るために従業員(パート・アルバイトも可)に休業手当を支給した費用を助成。	国	受付中	・コールセンター 0120-60-3999 (9:00-21:00) ・ハローワーク山形 684-1521 ・山形労働局 626-6101
3	全業種 (NPO等含む)	雇用安定化事業 費補助金	一事業者あたり 上限 20万円	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る雇用調整助成金の申請費用の補助(社会保険労務士への事務手数料)	町	受付中 ～雇用調整助成金の特例期間による	中山町産業振興課 662-2114
4	飲食店等、遊興施設等、映画館等、屋内運動施設、宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗、立寄施設、屋外運動施設、旅行業、交通等	緊急経営改善 支援金	一事業者あたり 個人事業者 10万円 (事業所を賃借している場合は 20万円) 法人 20万円	山形県の営業自粛要請の対象となる施設を有する事業者。 【対象要件】以下2つ全て ①対象期間内の営業活動の自粛 ②新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討を行った者	県	受付中 ～R2.6.30迄	中山町産業振興課 662-2114 山形県産業労働部 商工産業政策課 630-3151